

フェーズ3における主な改定事項について

	フェーズ2	フェーズ3
地域区分	北海道の区分（A登録）と、北海道以外の都道府県の区分（B登録）に分けて行う。	地域による区分はなくなる。
事業者区分	—	自社の事業規模や建築実績数に当てはまる「事業者区分」を選択する必要がある。
グループ網	消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網（親会社・支社・子会社・フランチャイズ等）を登録する。	グループ企業やフランチャイズなど、複数の事業者が消費者に対し事実上同一の主体として事業を行っている場合は、グループ全体で1登録とし、配下となるグループ網の情報を以下のとおり登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請事業者と法人番号が異なる会社・個人事業主のみ登録する。 ● 支店など屋号が異なる場合でも、法人番号が同じ場合はグループ網への記載は不要。
ZEH普及目標設定	<p>〈新築戸建住宅・既存改修〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年度のZEH普及目標として以下のようにZEH普及目標を設定すること <ul style="list-style-type: none"> ● 2020年度のZEH建築実績が50%以上の事業者 →75%以上 ● 2020年度のZEH建築実績が50%未満の事業者 →50%以上 	<p>〈新築戸建住宅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年度のZEH普及目標として以下のいずれか又は両方を満たすZEH普及目標を設定すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 90%以上 ● 2025年度実績+30%以上 <p>〈既存改修〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年度のZEH普及目標を設定すること。
公表方法	<p>ZEH普及目標及びZEH普及実績を以下のとおり公表すること。</p> <p>A) 自社ホームページを有している場合は、自社ホームページ内の以下のいずれかのページで公表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トップページ ● トップページから直接リンクしているページ <p>B) 自社ホームページを有していない場合は、以下のいずれかの資料内で公表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会社概要 ● その他資料（チラシ・パンフレット等） 	<p>ZEH普及目標及びZEH普及実績を、自社ホームページ又はS I Iの指定様式にて公表すること。また、ZEH普及目標の達成に向けての具体的な普及策についても可能な限り公表すること。</p> <p>A) 自社ホームページで公表する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「S I I ZEHビルダー/プランナー一覧検索」の文言を明記すること。 ● ZEHビルダー/プランナー一覧検索ページ (https://zehweb.jp/registration/builder/) へのリンクを設置すること。 <p>B) S I I 指定書式で公表する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● S I Iの指定様式をZ E H W e bからダウンロードしてP D Fを作成し、ポータルサイトに添付すること。

フェーズ3における主な改定事項について

	フェーズ2	フェーズ3
報告する建築実績	<p>〈事業年度における住宅建築件数〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 『ZEH』、『ZEH+』の建築件数 Nearly ZEH、Nearly ZEH+の建築件数 ZEH Orientedの建築件数 「ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅」の建築件数 「その他の一般住宅」の建築件数 	<p>〈事業年度における住宅建築件数〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 『ZEH』、GX ZEH+、GX ZEHの建築件数 Nearly ZEH、Nearly GX ZEHの建築件数 ZEH Oriented、GX ZEH Orientedの建築件数 「ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅」の建築件数 「その他の一般住宅」の建築件数 既存改修を選択している場合、ZEH+改修の建築件数
ZEH普及実績における評価	<p>評価項目を満たした段階に応じて最大6つ星の評価を行う。</p> <p><評価項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 前年度の実績報告を行っていること。 前年度のZEH普及実績及び各年度のZEH普及目標・実績を自社ホームページにおいて表示していること。 前年度において、ZEHの建築実績を有していること。 前年度に受注した住宅の25%以上がZEHとなっていること。 前年度に受注した住宅の50%以上がZEHとなっていること。 前年度に受注した住宅の75%以上がZEHとなっていること。 	<p>ZEHに関する4段階の評価項目とGX ZEHに関する2段階の評価項目を満たした段階に応じて最大6つ星の評価を行う。</p> <p><評価項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 前年度のZEHビルダー/プランナー実績報告を行いつつ、2030年度のZEH普及目標と2025年度から前年度までのZEH普及実績を表示していること。 前年度に受注した住宅の25%以上がZEHであること。 前年度に受注した住宅の50%以上がZEHであること。 前年度に受注した住宅の75%以上がZEHであること。 前年度に受注した住宅の25%以上がGX ZEHシリーズとなっていること。 前年度に受注した住宅の50%以上がGX ZEHシリーズとなっていること。

フェーズ3における主な改定事項について

	フェーズ2	フェーズ3
登録抹消についての注意事項	<p>以下の場合、ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）における登録を抹消できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不正な方法でZEHビルダー/プランナーに登録申請した場合 ➤ 正当な理由なく実績報告を行わない場合 ➤ 過年度におけるZEH普及実績の割合の公表を行わない場合 ➤ 虚偽の実績報告を行った場合 ➤ ZEH普及に向けた活動を全く行っていない場合等、その他ZEHビルダー/プランナーとして不適切であると判断した場合 <p>また、ZEHビルダー/プランナーによる不正行為によりZEHビルダー/プランナー登録が抹消された場合、SIIはその旨を公表し、これに関わった補助事業者への補助金の交付決定取消しや、既に支払った補助金の返還を求めることがあります。</p>	<p>以下の場合、ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）における登録を抹消できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不正な方法でZEHビルダー/プランナーに登録申請した場合 ➤ 正当な理由なく実績報告を行わない場合 ➤ 2年連続して実績報告の完了に至らなかった場合 ➤ 過年度におけるZEH普及実績の割合の公表を行わない場合 ➤ 虚偽の実績報告を行った場合 ➤ ZEH普及に向けた活動を全く行っていない場合 ➤ SIIが執行する補助事業において、虚偽の申請や実績報告、その他不正な行為があったとSIIが認める場合 ➤ その他ZEHビルダー/プランナーとして不適切であると判断した場合 <p>また、ZEHビルダー/プランナーによる不正行為によりZEHビルダー/プランナー登録が抹消された場合、SIIはその旨を公表し、これに関わった補助事業者への補助金の交付決定取消しや、既に支払った補助金の返還を求めることがあります。</p>
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> • SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は、必ずこれに協力すること。 • ZEHビルダー/プランナーの登録内容に変更が生じた場合は、速やかにSIIにその旨を報告し、その指示に従うこと。 • 登録決定後の自己都合による登録の取下げは原則認められません。 	<ul style="list-style-type: none"> • SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は、必ずこれに協力すること。 • ZEHビルダー/プランナーの登録内容に変更が生じた場合は、速やかにSIIにその旨を報告し、その指示に従うこと。 • 登録決定後の自己都合による登録の取下げは原則認められません。 • ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）期間中に登録の抹消又は、やむを得ない理由によって取下げになった場合、ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）へ再登録することはできません。

手続き方法の種類について

ZEHビルダー/プランナー登録におけるフェーズ3の開始に伴い、本年度は「登録申請」「継続登録」「実績報告」3種類の手続きがあります。以下の図より当てはまる状況をご確認の上、該当のマニュアルを参考に手続きを進めてください。

